

平成19年12月13日
長崎県警察本部訓令第32号
最終改正 令和5年3月16日

長崎県警察の少年警察活動に関する訓令

目次

第1章 総則

- 第1節 通則（第1条・第2条）
- 第2節 少年警察活動の基本（第3条・第4条）
- 第3節 幹部の職務等（第5条―第9条）
- 第4節 早期発見及び報告（第10条・第11条）

第2章 一般的活動

- 第1節 街頭補導（第12条・第13条）
- 第2節 少年相談（第14条・第15条）
- 第3節 継続補導（第16条―第18条）
- 第4節 少年の社会参加活動等（第19条）
- 第5節 情報発信（第20条―第22条）
- 第6節 有害環境の排除（第23条・第23条の2）

第3章 非行少年等についての活動

- 第1節 非行少年に関する通則（第24条―第32条）
- 第2節 犯罪少年事件の捜査（第33条―第40条）
- 第3節 触法調査（第41条―第55条）
- 第4節 ぐ犯調査（第56条―第65条）
- 第5節 不良行為少年の補導（第66条・第67条）

第4章 少年の保護のための活動

- 第1節 被害少年に係る活動（第68条―第70条）
- 第2節 福祉犯に係る活動（第71条・第72条）
- 第3節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（第73条―第75条）

第5章 記録（第76条―第80条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続及び留意事項そ

の他必要な事項を定めるものとする。

- 2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 少年 少年法第2条第1項に規定する少年をいう。
- (2) 特定少年 少年法第62条第1項に規定する特定少年をいう。
- (3) 犯罪少年 少年法第3条第1項第1号に規定する少年をいう。
- (4) 触法少年 少年法第3条第1項第2号に規定する少年をいう。
- (5) ぐ犯少年 少年法第3条第1項第3号に規定する少年（特定少年に該当する場合を除く。）をいう。
- (6) 非行少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- (7) 不良行為少年 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為（以下「不良行為」という。）をしている少年をいう。
- (8) 被害少年 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。
- (9) 要保護少年 児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除く。）をいう。
- (10) 児童虐待を受けたと思われる児童
児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう。
- (11) 低年齢少年 14歳未満の者をいう。
- (12) 保護者 少年法第2条第2項に規定する者をいう。
- (13) 少年補導職員 少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）、継続補導（活動規則第8条第2項（同条第5項（活動規則第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合並びに

活動規則第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。)、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する警察職員(警察官を除く。)のうちから長崎県警察本部長(以下「本部長」という。)が命じた者をいう。

(14) 少年警察部門 少年警察活動を所掌する部門で、生活安全部人身安全・少年課(以下「人身安全・少年課」という。)及び警察署の少年担当係をいう。

(15) 少年サポートセンター 少年補導職員又は第13号に規定する知識及び技能を有する警察官を配置し、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすために人身安全・少年課少年対策室に設置するものをいう。

第2節 少年警察活動の基本

(少年警察活動の基本)

第3条 少年警察活動を行うに際しては、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるところを基本とするものとする。

(1) 健全育成の精神 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立ち直りに資するよう配慮すること。

(2) 少年の特性の理解 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。

(3) 処遇の個別化 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにすること。

(4) 秘密の保持 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。

(5) 国際的動向への配慮 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(関係機関等との連携)

第4条 少年警察活動は、学校、家庭裁判所、児童相談所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関又は少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体(以下この条において「関係機関等」という。)との連携及び適切な役割分担の下に行うものとする。

なお、関係機関等との連携に際しては、警察から関係機関等に対し、協力を求めるほか、関係機関等が主体となって実施する活動にも積極的に協力するものとする。

第3節 幹部の職務等

(本部長及び警察署長の職務)

第5条 本部長及び警察署長(以下「署長」という。)は、少年警察活動の重要性を

認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的配置、装備資機材・施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めるものとする。

- 2 本部長及び署長は、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係機関、団体、ボランティア等との連絡協調の促進強化を図るものとする。
- 3 本部長及び署長は、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、全ての警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

(所属長の職務)

第6条 所属長は、所属職員が行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を自ら行うものとする。ただし、本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として別に定めるものを除く。

- (1) 捜査主任官（犯罪捜査規範第20条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）又は調査主任官（活動規則第18条及び第30条に規定する調査主任官をいう。以下同じ。）を指名すること。
- (2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査・調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の可否及び方法を決定すること。
- (3) 強制措置及びその解除の可否を決定すること。
- (4) 関係機関への送致（送付を含む。以下同じ。）又は通告その他の措置を決定すること。
- (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (6) 継続補導の可否を決定すること。
- (7) 被害少年の継続的な支援の可否を決定すること。
- (8) その他所属長が特に必要と認めること。

(各級幹部の職務)

第7条 少年警察活動について責任のある各級幹部は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を指揮するものとする。ただし、本部長又は署長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長又は署長が定めたものを除く。

- (1) 処遇の方針を指示するとともに処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 第6条第2号に掲げる呼出し及び面接の可否、時期、場所及び方法を指示する

こと。

(少年事件指導官)

第8条 人身安全・少年課に、少年事件指導官を置くものとする。

2 少年事件指導官は、少年事件の捜査又は調査（以下「捜査等」という。）、少年の心理、少年審判の手續等に精通した警部以上の階級にある警察官の中から本部長が指定するものとする。

3 少年事件指導官は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち要指導事件

（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。次号において同じ。）であるもの又は触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門に属する警察官が捜査等を行うものについて、少年の特性に配慮しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査等の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 犯罪少年事件のうち要指導事件であるもの又は本部長が指揮する事件若しくは触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査等を行うものについて、当該事件主管課と密接な連絡を取り、前号と同様の指導及び助言が的確に行われるようにすること。

(3) 次条に定める少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査等の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(少年事件選別主任者等)

第9条 本部長にあつては人身安全・少年課の幹部のうちから、署長にあつては警察署の生活安全課又は刑事生活安全課の幹部のうちから、少年の適正な処遇を図るため少年事件選別主任者を指定するものとする。

2 署長は、非行少年の処理その他の技術的な事項について、少年事件選別主任者を補助させるため、少年担当係の係長を少年事件選別補助者に指定するものとする。

3 署長は、第6条第1号から第5号に掲げる事項を自ら行う場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）で定める罪若しくは交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）で定める罪に関する犯罪少年事件又は触法少年事件

については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

第4節 早期発見及び報告

(早期発見)

第10条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導及び少年相談を適切に実施するとともに、警察の各部門間の連携及び学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。

(報告)

第11条 警察職員は、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、次に掲げる事項を所属長に報告するものとする。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (5) 発見者が執った措置
- (6) その他必要と認められる事項

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導

(街頭補導の効果的実施)

第12条 警察職員は、街頭補導に当たっては、自らの身分を明らかにし、その活動の適正を確保するとともに、少年の信頼を得て、事後の助言又は指導を円滑に行うものとする。

2 街頭補導の実施に当たっては、学校その他の関係機関及びボランティアその他の関係者と協力して行うように配慮するものとする。

(街頭補導上の留意事項)

第13条 警察職員は、街頭補導に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警察手帳その他身分を証明するものを提示して街頭補導に従事している者であることを明らかにすること。
- (2) 街頭補導は、道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所を重点に行うこと。

なお、公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得ること。

(3) 関係機関、ボランティア等との連携に配慮しつつ、管内の実態に即して計画的に

実施すること。

- (4) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目に付かないように配慮すること。

第2節 少年相談

(少年相談の取扱い)

第14条 少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その相談の内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとし、その結果について速やかに所属長に報告するものとする。

- 2 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する警察職員が少年相談を受けた場合には、少年警察部門に引き継ぐものとする。ただし、当該相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、所属長に報告し、少年警察部門に連絡した上、自ら当該相談を処理することができるものとする。

- 3 前2項の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合においては、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

(少年相談実施上の留意事項)

第15条 少年相談は、原則として、少年警察部門の警察職員が配置された施設内において行うものとする。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

- 2 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐなど相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

第3節 継続補導

(継続補導の対象)

第16条 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

なお、特定少年に対して継続補導を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年であって少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 不良行為少年

(継続補導の取扱い)

第17条 署長は、警察署において取り扱った少年相談に係る少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）に連絡するものとする。

2 人身安全・少年課長は、前項の連絡を受けたときは、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、人身安全・少年課長が継続補導に係る少年の居住地と少年サポートセンターの所在地の距離その他の事情を勘案して、継続補導を当該警察署において実施させることが適切であると認めたときは、署長は、当該警察署の少年担当係において継続補導を実施させることができる。

4 人身安全・少年課長は、少年サポートセンターにおいて取り扱った少年相談に係る少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄する警察署その他の警察署において継続補導を実施させることが適切であると認めたときは、当該警察署の署長に継続補導の実施を引き継ぐことができる。

5 前2項の規定により警察署において継続補導を実施する場合には、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。

(学校関係者等との協力)

第18条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者の協力を求めるものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

第4節 少年の社会参加活動等

(関係機関等との協力等)

第19条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動、その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養^{かん}に資する諸体験活動等については、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成を図るための活動との適切な役割分担の下、少年警察活動に関する知見、警察職員の能力等警察業務の専門性を生かし、効果的に実施するものとする。

第5節 情報発信

(情報発信)

第20条 少年警察活動については、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合においては、関係機関との協議会の開催、関係

機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関等における少年の健全な育成のための活動に反映されるように配慮するものとする。

(基礎資料の整備活用)

第21条 少年警察活動については、情報発信並びに少年の非行の防止及び保護を図るための施策に資するため、常に少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第22条 少年警察部門においては、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するように努めるものとする。この場合においては、必要に応じて学校その他の関係機関、PTA、ボランティア等との協力の下に行うものとする。

第6節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第23条 本部長及び署長は、少年の心身に有害な影響を与えるおそれのある図書類、電磁的記録媒体、玩具、広告物、営業その他の環境（以下「有害環境」という。）を認めるときは、法令の特別の定めによるほか、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置を講ずるよう連絡するなど、少年に有害な影響の排除のため適切な措置が講じられるように配慮するものとする。

(民間の自主的活動に対する配慮)

第23条の2 本部長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認その他の民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主的活動に関し、その活動の求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則

(少年事件の捜査等の担当部門)

第24条 本部長及び署長は、犯罪少年事件の捜査、触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件（以下「ぐ犯少年事件」という。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、少年警察部門に担当させるものとする。ただし、次に掲げる事件の捜査等については、この限りでない。

(1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件

(2) 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件

- (3) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件
- (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
- (5) 交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (6) 自動車運転死傷処罰法で定める罪又は交通事故に係る刑法で定める罪に関する犯罪少年事件又は触法少年事件
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適切であると認める事件

2 本部長及び署長は、非行少年に係る事件の捜査等を少年警察部門以外の部門に属する警察官に行わせる場合においても、少年の特性に配慮した捜査等が行われるよう、少年事件選別主任者に対し、捜査等の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年の取調べを少年警察部門の警察官に行わせることについても配慮するほか、捜査等を行う警察官に対する指導教養、助言その他の必要な支援を行わせるものとする。

(捜査等に伴う措置)

第25条 非行少年については、当該少年に係る事件の捜査等のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(年齢の確認)

第26条 非行少年に係る事件の捜査等に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(明らかにすべき事項)

第27条 非行少年に係る事件について捜査等を行うに当たっては、おおむね次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の原因及び動機
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校又は職場の状況及び交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができると認められるボランティアの有無

(関係機関との連絡)

第28条 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

2 触法調査又はぐ犯調査を行うに当たっては、必要に応じ、調査における少年の状態等所要の事項を連絡するなど特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にして行うものとする。

(捜査等上の留意事項)

第29条 非行少年に係る事件について捜査等を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を執るべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立ち直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 非行少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観に捕らわれたり、又は推測にわたったりすることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、捜査等は、迅速に行うこと。

(新聞その他の報道機関等への発表の際の注意)

第30条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関等に発表してはならない。また、当該少年の写真を提供してはならない。ただし、当該少年が特定少年のときに犯した罪に係る事件であって、当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。この場合においても、特定少年の健全育成及び更正の妨げとならないよう十分配慮すること。

3 触法少年事件については、その性質上、新聞その他の報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとする。

なお、発表する場合においては、前項の規定を準用する。

(措置の選別及び処遇意見の決定)

第31条 非行少年については、関係機関への送致又は通告の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致（犯罪捜査規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。）のいずれかによるべきか、送致又は通告の措置を執る場合においては、いずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 非行少年の関係機関への送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置を執る場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

3 前2項に規定する措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査等の結果から客観的に判断するものとする。

- (1) 事案の態様
- (2) 非行の原因及び動機
- (3) 少年の再非行のおそれ
- (4) 少年の保護者の実情、非行の防止及び立ち直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体、少年警察ボランティアの意見

4 犯罪少年事件における通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(送致又は通告に関する留意事項)

第32条 非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるよう、送致先又は通告先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件の捜査の基本)

第33条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

2 捜査に当たっては、少年の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第34条 捜査のため少年（少年の被疑者に限る。以下この条（第4項を除く。））、次条（第3項を除く。）及び第36条において同じ。））、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 捜査のために少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者を呼び出すときも、同様である。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年が

無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

- (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは避けること。
- (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは避けること。
- (3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは避けること。
- (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
- (5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努めること。

4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

5 捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(取調べ上の留意事項)

第35条 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者の取調べを行うときも、同様である。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

2 少年の取調べを行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう少年補導室等の適当な場所とすること。
- (2) 取調べの時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べの時間が長時間にわたらないようにすること。
- (3) 取調べに当たっては、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせることに留意すること。これは、少年に無用の緊張を与えることを避け、真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成の効果を期待するという趣旨に基づくものであり、立会いについては、この趣旨に沿って、個別の事案に即して判断すること。
- (4) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
- (5) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の

内省を促し、その立ち直りに資するように努めること。

(6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会いに配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

(強制措置等の制限)

第36条 少年については、犯罪捜査規範第208条の規定に基づき、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合においては、おおむね次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。

(2) 少年を留置する場合には、少年法第49条第1項及び第3項の規定に基づき、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。

ただし、少年法第20条第1項又は第62条第1項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って同法第49条第1項及び第3項の規定が適用されないことに留意すること。

(3) 少年を留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

(4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配慮し、当該少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(指紋の採取等)

第37条 犯罪少年の指紋又は掌紋の採取及び写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて当該少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとする。また、特定少年の被疑者についても、同様とする。

なお、犯罪少年が16歳未満であるときは、保護者の承諾を併せて求めること。

(親告罪等に関する措置)

第38条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を講ずるものとする。また、特定少年の被疑者についても、同様とする。

2 前項の場合においては、みだりに被害者等呼び出すなど被害者等の心情に反す

る措置を講ずることを避けること。当該少年に係る事件を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡すること。

- 少年が、親族であるため刑が免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合についても、前2項の規定の例によるものとする。

(少年に所持させることが不適當な物件の措置)

第39条 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でない認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(余罪の捜査)

第40条 犯罪少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該犯罪少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮するものとする。また、余罪の捜査が遅延すれば、少年の立ち直りを妨げることにもつながることから、迅速かつ的確に行うものとする。

第3節 触法調査

(触法調査の基本)

第41条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

- 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならない。

(触法調査を行うことができる警察職員)

第42条 本部長は、少年補導職員のうちから、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を少年法第6条の2第3項に規定する警察職員(次項において「警察職員」という。)として指定することができる。

- 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性
- 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
- 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

- 警察職員は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(調査主任官)

第43条 本部長又は署長は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名し、次に掲げる職務を行わせるものとする。

- (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- (3) 調査方針を立てること。
- (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
- (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
- (6) 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長から特に命ぜられた事項

2 署長は、前項の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、同項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。

3 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(付添人の選任等)

第44条 少年（触法少年であると疑うに足りる相当の理由がある者に限る。以下次項、次条（第4項を除く。）、第46条（第4項を除く。）、第48条、第52条、第53条及び第54条において同じ。）又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者（少年及び保護者）又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第45条 触法調査のため少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

- 3 少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。
 - (1) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
 - (2) 学校に直接呼出しの連絡をすることは避けること。
 - (3) 少年の授業中に呼び出すことは避けること。
 - (4) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは避けること。
 - (5) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、調査に従事する職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
 - (6) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。
- 4 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 5 触法調査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(質問上の留意事項)

第46条 少年に質問を行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 3 少年の質問を行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (2) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することは避けること。
 - (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (4) 質問に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努めること。

(5) 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。

(6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

4 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第47条 犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。また、低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制の措置等)

第48条 触法調査に係る捜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第21条の規定によるものとする。

2 触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。

(還付公告等)

第49条 少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条に規定する押収物の還付に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第2条の定めるところによる。

2 公告をしたときから6か月以内に還付の請求がなく、県に押収物が帰属したときは、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めるところにより手続を行うものとする。

3 本部長又は署長は、前項に規定する期間内においても、価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。この場合においては、犯罪捜査規範第113条第1項に定める事項に注意するとともに、廃棄処分書（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「警察庁様式訓令」という。）別記様式第42号の廃棄処分書をいう。）又は換価処分書（警察庁様式訓令別記様式第43号の換価処分書をいう。）を作成しておかなければならない。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第50条 逮捕した少年の行為が14歳未満の時のものであることが明らかになった場合

は、直ちに釈放しなければならない。

- 2 前項の規定により、身柄を釈放する場合においては、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の経過を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合においては、逮捕手続書に、既に釈放した旨を記載するものとする。
- 3 緊急逮捕した場合には、釈放した後であっても、逮捕状の請求手続を行い、逮捕の経過を明らかにしておくものとする。
- 4 捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、第48条の規定により措置するものとする。
- 5 被疑者の年齢が判明しなかったため既にその事件について逮捕、捜索、差押え等の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

(児童相談所への送致)

第51条 触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、活動規則第22条(同条第1項第2号を除く。)、第23条及び第24条の定めるところにより行うものとする。

(児童相談所への通告)

第52条 触法調査の過程において、少年が要保護児童であると認められた場合は、児童通告書(警察庁様式訓令別記様式第37号の児童通告書をいう。以下同じ。)により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、第73条に定めるところと同様に、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書(警察庁様式訓令別記様式第37条の2の児童通告通知書をいう。以下同じ。)を事後に送付することとしても差し支えない。

- 2 触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告する場合は、活動規則第22条(同条第1項第1号を除く。)及び警察職員の職務等に関する規則第3条の定めるところによる。

(少年の一時保護)

第53条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広がるよう配慮すること。一時保護に留置施設を使用してはならない。
- (2) 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(3) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第54条 触法少年事件の証拠物及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でない認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(指導教養)

第55条 本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第4節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本)

第56条 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第57条 第42条第1項の規定により本部長が指定した警察職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

2 本部長は、前項の警察職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該警察職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導教養をあらかじめ行うものとする。

3 ぐ犯調査においては、事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について調査するものとする。

(調査主任官)

第58条 本部長又は署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。

2 調査主任官が交代する場合には、関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(呼出し及び質問上の留意事項)

第59条 ぐ犯調査のため少年、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 ぐ犯少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。

3 ぐ犯少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

4 ぐ犯少年を呼び出すに当たっては、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

5 ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第34条及び第35条の例によるものとする。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第60条 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならない。

2 少年(低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者に限る。以下この項及び次項において同じ。)を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

4 低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前2項に規定するもののほか、第45条及び第46条の例によるものとする。

(ぐ犯少年の送致又は通告)

第61条 ぐ犯少年の関係機関への送致又は通告は、活動規則第33条の定めるところによる。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、第73条に定めるところと同様に、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することとしても差し支えない。

(ぐ犯少年についての緊急措置)

第62条 ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第53条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年の一時保護)

第63条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けてぐ犯少年を一時保護する場合においては、第53条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第64条 非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(指導教養)

第65条 本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第5節 不良行為少年の補導

(少年補導票の作成及び報告)

第66条 警察官及び少年補導職員は、不良行為少年を発見した場合において、保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、別に定める様式による少年補導票を作成し、所属長に報告するものとする。

2 不良行為少年について、必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で継続補導を実施するものとする。ただし、特定少年である不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

3 不良行為少年を警察施設に呼び出す場合及び警察施設等において不良行為少年と面接する場合には、第34条及び第35条に掲げる事項に留意するものとする。

4 所属長は第1項の報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を当該不良行為少年の住居地を管轄する警察署長に連絡するものとする。この場合において、当該不良行為少年が県外居住者である場合は、人身安全・少年課長に連絡するものとする。

(不良行為少年に対する継続補導)

第67条 不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、第2章第3節の定める

ところにより実施するものとする。

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第68条 被害少年については、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行うなど必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

(被害少年に対する継続的な支援)

第69条 前条に定めるもののほか、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。ただし、特定少年である被害少年に対して継続的な支援を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

2 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

3 第18条の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

(新聞その他の報道機関等への発表の際の注意)

第70条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第71条 福祉犯事件を認知した場合には、時機を失することなく、捜査を行うものとする。本部長及び署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年警察部門に属する警察官が捜査し、又は調査している事件と密接な関係がある場合等においては、必要に応じて、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第72条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第68条及び第69条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

2 本部長及び署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

第3節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(要保護少年の通告等)

第73条 18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

なお、口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、その内容を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

2 前項の規定による通告を必要としない要保護少年については、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を講ずるものとする。

(要保護少年の一時保護に係る留意事項)

第74条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて要保護少年を一時保護する場合においては、第53条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童の通告等)

第75条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。また、児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付の要領については、第73条の例によるものとする。

なお、児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

2 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においては、第53条に掲げる事項に留意するものとする。

3 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を講ずるものとする。

4 児童虐待は、人格形成期にある児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、人身安全・少年課への情報の集約と組織としての的確な対応を執るものとする。

なお、再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする。

第5章 記録

(少年事件処理簿)

第76条 犯罪少年事件に係る記録については、犯罪捜査規範第201条の定めるところにより、犯罪事件処理簿を作成しなければならない。

2 少年警察部門に少年事件処理簿（警察庁様式訓令別記様式第44号の少年事件処理簿をいう。）を備え、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を記載するものとする。この場合においては、特に第6条第1号から第5号までに掲げる事項を明らかにしておくものとする。

(少年事案処理簿)

第77条 少年警察部門に別に定める様式による少年事案処理簿を備え、児童相談所への通告が必要と認められる個々の要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合においては、特に第6条第6号及び第7号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2 不良行為少年に対して、継続補導を実施した場合においては、その処理の経過を前項に定める少年事案処理簿に明らかにしておくものとする。

(呼出簿)

第78条 少年警察部門に呼出簿（警察庁様式訓令別記様式第40号の呼出簿をいう。）を備え、第45条及び第59条の定めるところにより、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておくなければならない。

(令状請求簿)

第79条 少年警察部門に令状請求簿（警察庁様式訓令別記様式第45号の令状請求簿をいう。）を備え、第48条第1項の令状を請求したときは、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておくなければならない。

(少年カードの作成)

第80条 送致又は通告の措置を執った非行少年（交通法令違反又は自動車運転死傷処罰法で定める罪若しくは交通事故に係る刑法で定める罪に関する非行少年を除く。）については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、別に定める様式による少年カードを作成するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年12月13日から施行する。

附 則（平成24年長崎県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年長崎県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和4年長崎県警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和4年8月5日から施行する。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。